

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和3年10月21日(2021.10.21)

【公開番号】特開2020-91494(P2020-91494A)

【公開日】令和2年6月11日(2020.6.11)

【年通号数】公開・登録公報2020-023

【出願番号】特願2020-20389(P2020-20389)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

B 32 B 7/023 (2019.01)

B 32 B 7/022 (2019.01)

B 32 B 27/36 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/30

G 02 F 1/1335 510

B 32 B 7/023

B 32 B 7/022

B 32 B 27/36

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月10日(2021.9.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

偏光子の一方の面に積層される偏光子保護用ポリエステルフィルムであって、以下の要件(1)及び(2)を満たす偏光子保護用ポリエステルフィルム。

(1) 偏光子の透過軸と平行な方向における、前記ポリエステルフィルムの収縮力 F_f が800N/m以上9000N/m以下である(ただし、収縮力 F_f (N/m)は、ポリエステルフィルムの厚み(mm)×弾性率(N/mm²)×80～30分処理の熱収縮率(%)÷100×1000である。ここで、弾性率は、偏光子の透過軸と平行な方向における、ポリエステルフィルムの弾性率であり、熱収縮率は、偏光子の透過軸と平行な方向における、ポリエステルフィルムの熱収縮率である。)

(2) 偏光子の透過軸と平行な方向における、前記ポリエステルフィルムの収縮力 F_f と偏光子の吸収軸と平行な方向における、前記ポリエステルフィルムの収縮力 F_v の比(F_f/F_v)が2.5以上12.0以下である(ただし、収縮力 F_v (N/m)は、ポリエステルフィルムの厚み(mm)×弾性率(N/mm²)×80～30分処理の熱収縮率(%)÷100×1000である。ここで、弾性率は、偏光子の吸収軸と平行な方向における、ポリエステルフィルムの弾性率であり、熱収縮率は、偏光子の吸収軸と平行な方向における、ポリエステルフィルムの熱収縮率である。)

【請求項2】

さらに以下の要件(3)を満たす、請求項1に記載の偏光子保護用ポリエステルフィルム。

(3) 前記ポリエステルフィルムの熱収縮率が最大となる方向と偏光子の透過軸と平行な方向が略平行である

【請求項 3】

前記ポリエスチルフィルムが3000～30000nmのリタデーションを有する請求項1又は2に記載の偏光子保護用ポリエスチルフィルム。

【請求項 4】

前記ポリエスチルフィルムの厚みが40～200μmであることを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載の偏光子保護用ポリエスチルフィルム。

【請求項 5】

前記ポリエスチルフィルムの、偏光子が積層される面とは反対側の面に、ハードコート層、反射防止層、低反射層、防眩層、又は、反射防止防眩層を有する、請求項1～4のいずれかに記載の偏光子保護用ポリエスチルフィルム。

【請求項 6】

偏光子の少なくとも一方の面に請求項1～5のいずれかに記載の偏光子保護用ポリエスチルフィルムを積層した偏光板。

【請求項 7】

偏光子の一方の面に請求項1～5のいずれかに記載の偏光子保護用ポリエスチルフィルムが積層され、偏光子のもう一方の面にはフィルムを有しない偏光板。

【請求項 8】

偏光板が長方形の形状であり、偏光板の長辺とその透過軸とが平行である、請求項6又は7に記載の偏光板。

【請求項 9】

バックライト光源と、2つの偏光板の間に配された液晶セルとを有する液晶表示装置であって、前記2つの偏光板のうち少なくとも一方が請求項6又は7に記載の偏光板である、液晶表示装置。